

議員提出第5号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年6月8日

提出者

足立区議会議員	新井	ひでお
同	佐々木	まさひこ
同	ただ	太郎
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	たがた	直昭
同	長井	まさのり
同	岡安	たかし
同	かねだ	正
同	長谷川	たかこ
同	はたの	昭彦
同	工藤	哲也

足立区議会議長 古性重則 様

(提案理由)

委員会の開会方法の特例に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

## 足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（当該感染症の患者であるとみなされた者も含む。）の濃厚接触者となった委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインによる方法で委員会に出席することを希望する委員は、委員会開催日の前日までに委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を委員長に許可され、オンラインによる方法で委員会に出席した当該委員については、次条、第15条第1項及び第29条第1項の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。